宜 議 第 3 7 4 号 令和元年 9 月 2 7 日

議長

上地 安之 殿

総務常任委員会 委員長 桃原 朗

委員会審査結果について (報告)

第423回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

1. 委員会活動	h	
期 間期 日	会 議 月 日	備考
令和元年 9月11日	令和元年 9月11日	議案第41号、議案第49号、議案第50号、議案第51号
令和元年 9月12日	令 和 元 年 9月12日	議案第59号、議案第63号、議案第65号、議案第52号、 議案第66号、議案第61号、議案第62号
令和元年 9月13日	令 和 元 年 9月13日	議案第41号、議案第61号、陳情第19号、議案第49号、 議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第59号、 議案第62号、議案第63号、議案第65号、議案第66号、 認定第1号、請願第5号
	是日数 日間	

2. 審査結果

議 案 番 号	件名	付 月 日	議 月 日	結 果
議 案	令和元年度宜野湾市一般会計補正予算	令和元年	令和元年	原案可決
第41号	(第2号)	9月10日	9月13日	
議 案	宜野湾市会計年度任用職員の給与及び	令 和 元 年	令和元年	原案可決
第49号	費用弁償に関する条例の制定について	9月10日	9月13日	
議 案 第50号	地方公務員法及び地方自治法の一部を 改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について	令和元年 9月10日	令和元年 9月13日	原案可決
議 案	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の	令 和 元 年	令和元年	原案可決
第51号	整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	9月10日	9月13日	
議	宜野湾市税条例の一部を改正する条例	令 和 元 年	令 和 元 年	原案可決
第52号	について	9月10日	9月13日	
議	宜野湾市消防手数料条例の一部を改正	令 和 元 年	令 和 元 年	原案可決
第59号	する条例について	9月10日	9月13日	
議 案	宜野湾市庁舎本館耐震改修工事(建築)	令 和 元 年	令 和 元 年	同 意
第61号	請負契約について	9月10日	9月13日	
議 案	宜野湾市庁舎本館耐震改修工事(電気)	令 和 元 年	令 和 元 年	同 意
第62号	請負契約について	9月10日	9月13日	
議 案	消防署我如古出張所第1期改築工事	令 和 元 年	令 和 元 年	同 意
第63号	(建築) 請負契約について	9月10日	9月13日	
議 案	高規格救急自動車購入に係る物品の取	令 和 元 年	令 和 元 年	同 意
第65号	得について	9月10日	9月13日	
議 案	観光客対応防災備蓄災害トイレ購入に	令 和 元 年	令 和 元 年	同 意
第66号	係る物品の取得について	9月10日	9月13日	
陳	「女性の人材育成」並びに「環境づく	令 和 元 年	令 和 元 年	採択
第19号	り」についての要請	9月10日	9月13日	
認 定 第 1 号	平成30年度宜野湾市一般会計歳入歳 出決算の認定について	令 和 元 年 9月10日	_	継続審査
請 願 第 5 号	日本政府に対して、国連の「沖縄県民 は先住民族」勧告の撤回を求める意見 書の採択を求める請願	令和元年 6月10日	— " AA . Ft " a	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、"全会一致"の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録 (要旨)

○開催年月日 令和元年9月11日(水) 1日目

午前10時00分 開会 午後 3時53分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員(9名)

委員長	桃原	朗
委 員	平 良	眞 一
委 員	石 川	慶
委 員	桃原	功
委 員	岸本	一德

副委員長		知	念	秀	明
委	員	知	名	康	司
委	員	平	安屋	区 武	志
委	員	힘	城	政	司

○説明員(23名)

総 務 部 次 長	泉川幹夫
行政改革推進室長	宮城惠美
税 務 課 長	津波古良幸
人 事 課 長	知 花 博 史
人事担当主查	真境名 由誠
給与厚生係長	藤 原 佑 樹
人事課主任主事	阿波連 拓巳
企 画 部 次 長	松本勝利
財 政 課 長	米 須 之 訓
市民経済部次長	伊 佐 英 明
観光農水課長	仲 村 厚 子

福祉推進部次長	宮 城 葉 子
児童家庭課長	浜 里 郁 子
子育て支援課長	香 月 直 子
こども企画課長	普 天 間 朝 彦
障がい福祉課長	津島美智子
健康增進課長	仲 里 美 智 子
生活福祉課長	玉 城 悟
生活支援担当主幹	棚原佳乃
指 導 部 次 長	川 上 一 徳
指 導 課 長	與 那 嶺 哲
学校給食センター所長	佐 久 原 昇
基地政策部次長	多 和 田 功

- ○議会事務局職員出席者 渡嘉敷 真
- ○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第41号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算(第2号)

議案第49号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に ついて

議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について

議案第51号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係 法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について

第423回宜野湾市議会定例会(総務常任委員会)

令和元年9月11日(水)第1日目

○桃原朗 委員長 総務常任委員会を開会いたします。

(開会時刻 午前10時00分)

【議題】

議案第41号 令和元度宜野湾市一般会計補正予算 (第2号)

~質疑·答弁~

- ○桃原功 委員 歳入歳出予算補正事項別明細書の繰越金について伺いたい。
- ○企画部次長 繰越金の確定、普通交付金の額の決定、幼児教育・保育の無償化 に伴うものが主なものである。
- ○桃原功 委員 森林環境譲与税について伺いたい。
- ○市民経済部次長 地球温暖化対策に関し、2016年11月に発行されたパリ協定に 対応するため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、地方自 治体に配分されるものである。
- ○桃原功 委員 生活保護適正化等事業について伺いたい。
- ○生活福祉課長 生活保護制度改正に伴い、システム改修を行う必要があるため 補正予算に計上している。改正内容及び補正の理由については、1つ目は、平成30年度から進学準備給付金が新設され、マイナンバーとの情報連携が必要となったこと、2つ目は、生活保護に関する調査のうち、生命保険に加入しているかどうかの資産調査があるが、その調査に係る国への報告様式が統一されたこと。3つ目は、国へ報告する受給者調査統計の項目が追加されたこと。4つ目は、受給者が保護費を返還する際、これまでは保護費から徴収できなかったが、本人が同意した場合に限り、最高1万円まで徴収することができるようになったためである。これらの制度改正に対応するため、システム改修を行うものである。
- ○桃原功 委員 マイナンバーカードがなければ進学準備給付金を受けられない ということか。
- ○生活福祉課長 ほかの福祉事務所等との情報連携にマイナンバーを利用するも のであり、カードがなければ受けられないということではない。
- ○桃原功 委員 小学校の入学時に受け取るのか。
- ○生活福祉課長 高校生が進学する際に支援するものである。

- ○桃原功 委員 金額について伺いたい。
- ○生活福祉課長 県内に進学する場合は10万円、県外の場合は30万円である。
- ○桃原功 委員 保護費の返還に係る制度改正について詳しく伺いたい。
- ○生活福祉課長 就労申告のおくれなどにより返還金が生じる場合があり、その際に本人の同意を得て返還金を保護費から徴収することが可能となった。
- ○桃原功 委員 進学準備金等に係る周知はどのように行っているか。
- ○生活福祉課長 各世帯に通知しているほか、訪問の際にも周知に努めている。
- 〇岸本一徳 委員 軽自動車税の環境性能割が計上されているが、確定値と考えて よいか。
- ○税務課長 平成30年の登録台数を基に試算を行ったものであり、確定値ではない。平成30年度の新規登録と1年以内の名義変更が2,107台あり、そのうち環境性能割が課税されるものは133台であった。さらに、県から1台当たりの試算額が1万4,355円と示されていることから、初年度の軽減分1%を引いた額で試算した。
- 〇岸本一徳 委員 自動車取得税交付金は、環境性能割が新設されたことに伴って 減額されるのか。
- ○財政課長 地方税法の改正により、令和元年10月から自動車取得税が廃止され、環境性能割に移行することとなった。これまでは普通自動車及び軽自動車の税は県が徴収し、市町村に交付金として交付していたが、自動車取得税が廃止となることに伴い、軽自動車の環境性能割が市町村の税収となった。
- ○岸本一徳 委員 予算書を確認すると、環境性能割の移行に伴い、税収としては 多くなっているように感じるが、市民負担は増になるのか。
- ○税務課長 取得した自動車の燃費基準の達成率によって異なると考える。
- ○岸本一徳 委員 普通交付税の昨年度との比較について伺いたい。
- ○財政課長 平成30年度と比較し、8,100万円増となっている。
- 〇岸本一徳 委員 生活保護適正化等事業はシステム改修委託費としての計上と 理解してよいか。
- ○生活福祉課長 そのとおりである。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時50分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時03分)
- ○知名康司 委員 子育てのための施設等利用給付交付金について、認可外等と幼稚園分は補正予算書で確認できるが、認可園の分はどこに記載されているか。
- ○子育て支援課長 認可園の保育料については、当初予算の減額分で計上している。

- ○知名康司 委員 子育てのための施設等利用給付交付金(認可外等)の対象人数 について伺いたい。
- ○福祉推進部次長 認可外園等を利用している保育の認定を受けたゼロ歳から2歳までの子を持つ世帯のうち、非課税世帯については月額4万2,000円が無償化となる。推定対象人数は70名である。また、3歳から5歳までの子を持つ世帯は月額3万7,000円が無償化となり、推定対象人数は361名である。
- ○知名康司 委員 財政負担は国が2分の1、県と市が4分の1と理解してよいか。
- ○福祉推進部次長 そのとおりである。
- ○知名康司 委員 実費徴収に係る補足給付事業について伺いたい。
- ○福祉推進部次長 保育所等を利用する生活保護世帯の保育料以外の実費徴収分を補助する事業である。ことし10月から開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費が実費徴収となることにより、副食材料費の対象が変更になるため補正するものである。
- ○知名康司 委員 詳細は資料で確認したいが、いかがか。
- ○福祉推進部次長 資料を提供してまいりたい。
- ○知名康司 委員 施設型給付等事業の児童措置費国庫負担金返還金について伺いたい。
- ○福祉推進部次長 当該事業は、子ども・子育て支援法に基づき、子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に、保育を必要とする乳幼児の保護を実施する保育園24園及び認定こども園6園に加え、市外の施設に通園する子を持つ世帯に対し給付する事業であるが、平成30年度の申請が見込みを下回ったため、国庫負担分を返還するものである。
- ○桃原功 委員 宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業と普天間未来基金積 立事業について説明いただきたい。
- ○基地政策部次長 宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業については、普天間飛行場の土地の先行取得をするため、一括交付金を活用して基金積み立てを行っている。普天間未来基金積立事業については、平成29年に創設した基金で、跡地開発や人材育成のため寄附を募る事業である。ことし4月から6月までに245万円の寄附があり、昨年度、予定より55万5,000円多く寄附をいただいた分と合わせて295万5,000円を積み立てるものである。
- ○桃原功 委員 宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業で取得した土地について資料をいただきたい。
- ○基地政策部次長 資料を提供してまいりたい。
- 〇桃原功 委員 軍用地の買い取りを行う場合は公募するのか。
- ○基地政策部次長 地権者に対し、通知文を発送している。
- ○桃原功 委員 取得実績について伺いたい。

- ○基地政策部次長 宜野湾市特定駐留軍用地等内土地取得事業においては、11万5, 000平米の目標中、5万8,000平米を取得した。
- ○桃原功 委員 生活困窮者自立相談支援事業国庫負担金返還金の減額理由について伺いたい。
- ○生活支援担当主幹 ホテルパック等の利用により、職員派遣に係る費用を圧縮 することができたためである。
- ○桃原功 委員 住居確保給付金国庫負担金返還金の減額理由について伺いたい。
- ○生活支援担当主幹 平成30年度の実績が予定を下回ったためである。
- ○桃原功 委員 子どもの学習支援事業国庫補助金返納金の減額理由について伺いたい。
- ○生活支援担当主幹 生活保護世帯の中学1~3年生の通塾生徒の実績が予定より少なかったためである。
- 〇桃原功 委員 家計相談支援事業国庫補助返還金の減額理由について伺いたい。
- ○生活支援担当主幹 家計相談支援員が任用できなかったためである。
- ○桃原功 委員 支援員が任用できなかった理由について伺いたい。
- ○生活支援担当主幹 生活保護制度に関する知識及びファイナンシャルプランナー等の金銭管理に関する専門知識が必要となるが、応募がなかったためである。
- ○知念秀明 委員 子育てのための施設等利用給付交付金(幼稚園)の県負担金は 1,636万8,000円であり、市の負担分は1,636万1,000円であるが、負担割合が同じであるにもかかわらず、額が異なる理由をお聞きしたい。
- ○福祉推進部次長 事業ごとに算出しているため、端数処理によるものと考える。
- ○知念秀明 委員 算出に係る資料をいただきたい。
- ○福祉推進部次長 資料を提供してまいりたい。
- ○知念秀明 委員 放課後児童対策補助金事業のこども・子育て支援交付金返還金 について伺いたい。
- ○福祉推進部次長 子ども支援に関する13事業の総額を予算計上しているが、実績が下回ったことに伴う返還である。
- ○岸本一徳 委員 保育士宿舎借上支援事業について、どのくらいの方が活用した のか。また、保育人材確保事業の使途及び保育所等における I C T 化推進事業 について、何園が活用したか資料をいただきたい。
- ○こども企画課長 資料を提供してまいりたい。
- ○平良眞一 委員 子育てのための施設等利用給付交付金(認可外等)とは、認可 外保育園に通う子供の世帯に係る保育料の無償化のための交付金と理解してよ いか。
- ○福祉推進部次長 そのとおりである。
- ○平良眞一 委員 子育てのための施設等利用給付交付金(幼稚園)とは、預かり

保育の分なのか。

- ○福祉推進部次長 預かり保育のみではなく、午前保育の1号認定174名分も含まれている。
- ○平良眞一 委員 子ども・子育て支援臨時交付金について伺いたい。
- ○福祉推進部次長 幼児教育・保育の無償化に係る3つの事業の市負担分に対し、 国から補助されるものである。1つ目は、実費徴収に係る補足給付事業であり、 新制度未移行園に通う児童のうち、世帯年収360万円以下及び第3子以降の子ど もを持つ世帯の副食費相当額の6カ月分である137万7,000円に3分の1を乗じ た45万9,000円、2つ目は、子育てのための施設等利用給付事業(認可外等)に 係る非課税世帯70名分及び3歳から5歳の子どもを持つ対象者361名の6カ月 分1憶1,245万円に市の負担割合である4分の1を乗じた額2,811万3,000円、3 つ目は、子育てのための施設等利用給付事業(幼稚園)の1号認定174名の上限 額2万5,700円の6カ月分と新2号の570名の上限額1万1,300円の6カ月分に 当たる6,547万7,000円に市負担割合である4分の1を乗じた額1,637万1,000円。 これらの市負担分の合計4,494万3,000円について全額国費の交付を受けるもの である。
- ○平良眞一 委員 資料をいただきたい。
- ○福祉推進部次長 資料を提供してまいりたい。
- ○平良眞一 委員 認可園の保育料はどのように保育園に配分するのか。
- ○子育て支援課長 施設型給付費として運営費に補填する形で補助する。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

○桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。 その間休憩いたします。(午後0時00分)

*** 午後の会議 ***

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時00分) これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第49号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制 定について

- ○岸本一徳 委員 会計年度任用職員の任用に当たっては、競争試験を行うことや継続雇用も可能ではあるが、1会計年度を超えない任用期間を設定していることを鑑みると、更新はしない方針と見受けるが、いかがか。
- ○人事課長 更新しないわけではなく、現在任用している方が更新を希望している場合でも、自動的に更新するのではなく、公募をかけるなどの措置を行うこととなる。
- ○岸本一徳 委員 これまでの経験は考慮されないのか。
- ○人事課長 同職種の場合は3年を上限とする予定であるが、仮に同じ職種で継続任用する場合は昇級することとなる。
- ○岸本一徳 委員 これまでは雇用の中断により年休の繰り越しが認められない ケースなどがあったと伺っているが、新制度では年間を通して雇用できると考 えてよいか。
- ○人事課長 同一人物を継続するのであれば、年休の繰り越しも可能である。
- ○岸本一徳 委員 制度のイメージ図をいただきたい。
- ○人事課長 資料を提供してまいりたい。
- ○岸本一徳 委員 フルタイムの勤務の場合は兼業できないほか、職員と比べると 給与が低いにもかかわらず、職員並みの義務や規律が課されることについては どう考えるか。
- ○人事課長 その分待遇も考慮されており、期末手当や退職手当が支給されるほか、職員並みに通勤手当も支給されることとなる。地方公務員法の中で責務について規定されている以上、職員並みの規律が適用されることについてはやむを得ないと考える。
- ○桃原功 委員 国からの財政措置が不透明であるなど、制度としての課題はどう 認識しているのか伺いたい。
- ○人事課長 沖縄県市長会を通じて国へ財源確保を要請しているほか、人材確保 にも課題を抱えており、他市の動向を注視しながら待遇等について検討してま いりたい。
- ○桃原功 委員 社会保障などはどのようになるのか。
- ○人事課長 フルタイムで1年以上勤務する場合は共済年金、それ以外は厚生年 金に加入することとなる。
- ○桃原功 委員 実態としてはフルタイム任用職員がほとんどになるのか。
- ○人事課長 フルタイムとしての採用は財源的な問題もある。 I C T や R P A を 活用するなどの効率化を図った上でフルタイムの任用が必要かを検討する必要 があり、基本的にはパートタイムの任用を検討することとなる。一方で生活給 としての側面もあるため、バランスを見ながら総合的に判断する必要があると

考える。

- ○桃原功 委員 本人がフルタイムを希望した場合は希望を尊重するのか。
- ○総務部次長 現在の臨時・嘱託職員全員をフルタイムとして任用した場合、5 億円以上の人件費を上乗せする必要がある。フルタイムでなければならないか しっかり検討した上で制度を説明しながら調整してまいりたい。
- ○桃原功 委員 新制度に移行することで待遇改善になると考えてよいか。
- ○人事課長 子育て世代の場合、パートタイムの方が働きやすい場合もあると考えており、また、休みの取りやすさや福利厚生の面でも改善につながると考える。
- ○知念秀明 委員 これまではどのように募集を行っていたのか伺いたい。
- ○人事課長 現在は、ホームページ、ハローワーク、紹介などにより募集を行っている。今後は、無料の求人媒体などの活用も検討してまいりたい。
- ○知念秀明 委員 待遇が改善されることも周知できるか。
- ○人事課長 待遇については他市の状況も見ながら検討しており、10月中にはめ どをつけてまいりたい。
- ○知名康司 委員 通勤手当はこれまでも支給されていたのか。
- ○人事課長 これまでは自動車通勤は1日100円、バス通勤の場合は1日320円を 支給していたが、今後は職員並みに支給されることとなる。
- ○知名康司 委員 特殊勤務手当や期末手当、退職手当についてはいかがか。
- ○人事課長 これまでは臨時・嘱託職員には支給されていなかったが、会計年度 任用職員制度においては支給されることとなる。
- ○知名康司 委員 任用年数に応じて給料が上がると考えてよいか。
- ○人事課長 現在任用されている方が新たに会計年度任用職員として採用される場合、1級3号給から開始する可能性はある。
- ○知名康司 委員 給料表の1級と2級の違いについて伺いたい。
- ○人事課長 1級については相当な知識、技術、経験等を必要とする業務に従事 する方で、資格を持っているような方を任用する場合に適用される。
- ○宮城政司 委員 現在の臨時職員数について伺いたい。
- ○人事課長 430名である。
- ○宮城政司 委員 嘱託職員を含めると何名か。
- ○人事課長 650名程度であるが、効率化等を検討した上で会計年度任用職員として任用するか判断するものであり、自動的に650名が新制度に移行するわけではない。
- ○宮城政司 委員 臨時、嘱託職員は年々増加傾向にあるのか。
- ○人事課長 ほぼ横ばいであるが、学習支援員等は増となっている。
- ○宮城政司 委員 賃金が下がる可能性はないか。

- ○人事課長 職種によって賃金が変わるため、別の職種に採用されることによっ て単価が変更されることはあると考える。
- ○宮城政司 委員 勤務評価によって賃金が下がることはないか。
- ○人事課長 現在のところ予定していない。

質疑の段階で継続審査とする。

- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時02分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時10分)

【議題】

議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備に関する条例の制定について

~質疑·答弁~

- ○岸本一徳 委員 改正に伴い、条例変更が必要となるのは11本で間違いないか。
- ○人事課長 条例は11本であるが、規則や要綱は改正が必要になると考えている。
- ○岸本一徳 委員 イメージ図をいただきたい。
- ○人事課長 提供してまいりたい。
- ○岸本一徳 委員 パートタイムの勤務時間は条件によって設定されるのか。
- ○人事課長 運用によって変わってくると考える。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時18分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時20分)

【議題】

議案第51号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため の関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について

~質疑・答弁~

○知名康司 委員 成年被後見人について説明いただきたい。

- ○人事課長 認知症や心身に障害のある方に対し、弁護士や司法書士などを後見 人に設定する制度である。
- ○知名康司 委員 今回の改正によりどのような点が変更となったのか。
- ○人事課長 例えば、これまでは成年被後見人は公務員採用試験を受験することができなかったが、地方公務員法の改正により、受験が可能となった。また、 児童福祉法の改正により、里親候補として手を挙げることが可能となった。
- ○平良眞一 委員 どのような方が後見人となるのか。
- ○人事課長 法的な資格が必要なわけではないが、弁護士や司法書士など専門の 知識を持つ方を選任するのが一般的である。
- ○平良眞一 委員 要件などについて資料をいただきたい。
- ○人事課長 資料を提供してまいりたい。
- ○平良眞一 委員 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律はいつ改正されたのか。
- ○人事課長 ことしの6月14日である。
- ○知念秀明 委員 いただいた資料のうち、これまでは営業許可等においても欠格 条項として挙げられているが、成年被後見人になった時点で取り消されていた ということか。
- ○人事課長 許可の更新時に欠格条項として除外されていたが、改正により条項 が削除されるものである。

質疑の段階で継続審査とする。

〇桃原朗 委員長 本日の委員会を散会いたします。

(散会時刻 午後3時53分)

総務常任委員会会議録 (要旨)

○開催年月日 令和元年9月12日(木) 2日目

午前10時00分 開議 午後 4時26分 散会

○出席委員(9名)

委員	長	桃	原		朗
委	員	平	良	眞	_
委	員	石	Ш		慶
委	員	桃	原		功
委	員	岸	本		德

副委員長		知	念	秀	明	
委	員	知	名	康	司	
委	員	平	安屋	至 武	志	
委	員	宮	城	政	司	

○説明員(13名)

総	務	台	祁	次	長	泉	Ш	幹	夫
管	ļ	材	仔	3	長	普	久原	亰 朝	亮
契	約	検	查	課	長	高	江	洲	強
契	ź	約	仔	Š	長	松	Щ	奈 津	子
市	民	防	災	室	長	宮	城	竜	次
市	民	防	災	係	長	宮	平	真	碁

税	務	課	長	津	波 古	良	幸
税	制	係	長	中	村	雄	高
建	設普	部 参	事	嶺	井	辰	也
施	設	係	長	Щ	城		啓
消	防	次	長	又	吉		清
総	務	課	長	伊	佐	隆	之
予	防	課	長	島	袋		保

- ○議会事務局職員出席者 渡嘉敷 真
- ○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第59号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

議案第63号 消防署我如古出張所第1期改築工事(建築)請負契約について

議案第65号 高規格救急自動車購入に係る物品の取得について

議案第52号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

議案第66号 観光客対応防災備蓄災害トイレ購入に係る物品の取得について

議案第61号 宜野湾市庁舎本館耐震改修工事(建築)請負契約について

議案第62号 宜野湾市庁舎本館耐震改修工事(電気)請負契約について

第423回宜野湾市議会定例会(総務常任委員会)

令和元年9月12日(木)第2日目

○桃原朗 委員長 おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第2日目の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

【議題】

議案第59号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

~質疑·答弁~

- ○桃原功 委員 改正の対象となるタンクは事業所用のものと理解してよいか。
- ○予防課長 うるま市の石油基地等で使用されているものであり、本市にはない。
- ○桃原功 委員 1万キロリットル以下のタンクも対象となるのか。
- ○予防課長 5,000キロリットル以下のタンクもあるが、増額対象外である。
- ○桃原功 委員 一般家庭用のタンクは対象外と考えてよいか。
- ○予防課長 審査の対象に入っていない。
- ○桃原功 委員 対象となるのは石油基地などにある消火用のタンクと考えてよいか。
- ○予防課長 危険物である原油等を貯蔵するためのタンクである。
- ○岸本一徳 委員 消防手数料標準額は全国統一のものと理解してよいか。
- ○消防次長 国が定め、各市町村の条例で規定するものである。
- ○岸本一徳 委員 給油所などのタンクは対象とならないのか。
- ○予防課長 今回は屋外タンクが対象となっており、地下タンクは対象外である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前10時17分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前10時21分)

【議題】

議案第63号 消防署我如古出張所第1期改築工事(建築)請負契約について

- ○桃原功 委員 最低制限価格は誰が設定するのか。
- ○施設係長 建設工事に係る最低制限価格は比率が決まっており、直接工事費の100%、共通仮設費の90%、現場管理費の80%、一般管理費の70%を合計した額が最低制限価格となり、今回の契約における設定者は市長である。
- ○桃原功 委員 最低制限価格は公表しているのか。
- ○施設係長 公表していない。
- ○桃原功 委員 建てかえの場所や工程について説明いただきたい。
- (消)総務課長 工事は2期に分かれており、勤務を行う場所は第1期で建設 し、仮移転を行った上で勤務を行い、車庫は第2期で建設する予定である。
- ○桃原功 委員 消防体制は維持できると考えてよいか。
- ○消防次長 維持可能である。現庁舎を残した状態で第1期工事を行い、工事車両の出入りなどは実施設計において分けられるように計画している。訓練の場所については検討する。
- ○平良眞一 委員 入札における辞退の理由について伺いたい。
- ○契約検査課長 株式会社大友工業・有限会社由城建設共同企業体については、 管理技術者が不足していること、株式会社ライト工務店・有限会社ハンエイ共 同企業体は技術員が不足していることが理由と伺っている。
- ○平良眞一 委員 防衛補助の割合は10分の5と理解してよいか。
- ○消防次長 そのとおりである。
- ○平良眞一 委員 入り口左側の墓も撤去するのか。
- (消)総務課長 平成29年に補償を行っており、工事車両を入れるために切り 土していく予定である。
- ○平良眞一 委員 建物の左側はかなり狭くなっているが、そこは車両が通行できるのか。
- (消)総務課長 かなり狭隘であるが、業者に確認したところ、問題ないと伺っている。
- ○岸本一徳 委員 最低制限価格の算定について、以前はくじを引いて係数を決定 していたと伺ったが、現在はどうなっているか。
- ○契約検査課長 ランダム係数は平成28年から使用していない。
- ○桃原功 委員 最低制限価格が2億円を切っているが、施設の機能として妥協した点はないか。
- (消)総務課長 今回は建築のみであり、第2期では電機や機械も含まれてくる。新庁舎は建物や車庫がベランダになっており、2階で火災訓練が可能である。また、3階の小窓から降下訓練や引き上げ訓練が可能である。トレーニング室も設置され、会議室は吹き抜けになっており、ロープによる訓練なども行えるようになっており、充実した施設である。

- ○岸本一徳 委員 建てかえに伴って通信設備や非常発電施設も更新するのか。
- (消)総務課長 通信指令設備については、平成28年に消防緊急デジタル無線や県の消防指令センターへの移行に伴い、各種通信指令機器が新しくなったため、今回の建てかえでは移設することとなる。発電機については、東日本大震災において発電機が持たなかったという報告も国から受けており、最低72時間分の電力の確保が必要となるため、今回の建てかえにおいて設置することとなっている。
- ○知名康司 委員 入札における失格理由について伺いたい。
- ○契約検査課長 庁舎本館耐震改修工事を受注したことによる取り抜けである。
- ○知名康司 委員 第2期の工事においては同じ業者が入札することは可能か。
- ○施設係長 可能である。
- ○平安座武志 委員 消防は市の機関と理解してよいか。
- ○消防次長 そのとおりである。
- (消)総務課長 消防組織法で市が設置する機関である。
- ○宮城政司 委員 先ほど、消防体制は維持しつつ建築工事を行えると答弁いただいたが、しっかり分析して今後に生かしていただきたい。
- ○消防次長 そのようにしてまいりたい。
- ○知念秀明 委員 プレハブで現場事務所も設置するのか。
- ○施設係長 敷地が狭隘なため、近くのアパート等を借用する予定である。
- ○知念秀明 委員 事務所の場所は決まっているか。
- ○施設係長 仮契約のため、詳細には決まっていない。
- ○知念秀明 委員 トレーニング器具や発電機も契約に含まれているのか。
- (消)総務課長 発電機は第2期工事に含まれている。トレーニング器具については、補助事業としては該当しないため含まれていないが、来年度の当初予算に計上を予定している。
- ○知念秀明 委員 トレーニング器具は補助の対象にならないのか。
- (消)総務課長 そのとおりである。
- ○知念秀明 委員 現在も非常用発電機はあるのか。
- (消)総務課長 現在は故障中であり、代替としてポータブル発電機を設置しており、停電時には切りかえが可能である。
- ○知念秀明 委員 72時間分の容量を持つ発電機とはどのくらいの規模なのか。
- ○施設係長 後ほど資料を提供してまいりたい。
- ○知念秀明 委員 非常用発電機は補助の対象となるのか。
- (消)総務課長 対象となる。

質疑の段階で継続審査とする。

- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時06分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時15分)

【議題】

議案第65号 高規格救急自動車購入に係る物品の取得について

~質疑·答弁~

- ○宮城政司 委員 契約後に装備を付加していくのか
- ○消防本部次長 既存の車両に仕様書にある装備を付けていくこととなる。
- ○宮城政司 委員 ある程度時間がかかるのか。
- ○消防本部次長 およそ 6 カ月かかると伺っており、納期は 2 月下旬から 3 月上旬を見込んでいる。
- ○宮城政司 委員 消費税はどのようになるのか。
- ○消防本部次長 車両の引き渡し時点の消費税が課されることとなる。
- ○知念秀明 委員 トヨタ4社のうち、なぜ沖縄トヨタ自動車株式会社を指名した のか伺いたい。
- ○消防本部次長 トヨタ4社の役員が同じため1社を指名したものである。
- ○知念秀明 委員 今回購入する高規格救急自動車はこれまでとどのような点が 異なるのか。
- ○消防本部次長 近年では平成28年度及び昨年度に1台購入しており、ほぼ同じ 仕様である。
- ○知念秀明 委員 廃車はどのように行うのか。
- ○消防本部次長 抹消する場合もあるが、発展途上国へ無償で譲渡する場合もある。
- ○知念秀明 委員 発展途上国へ譲渡する場合はどのように手続きを行うのか。
- (消)総務課長 カンボジアの民間のNGO団体と調整しており、外務省の事業を活用することで輸送代等の補助を受けることが可能である。
- ○平安座武志 委員 車両の名義について伺いたい。
- ○消防本部次長 市の名義である。
- ○平安座武志 委員 自賠責や自動車重量税、リサイクル料金等は消防本部の負担 となると伺ったが、市の名義であれば消防本部が負担する必要はないのではな いか。
- ○消防本部次長 消防本部の単費で負担するということである。
- ○総務部次長 公有財産としての位置づけであり、行政財産である。費用につい

ては市の一般会計予算の中で消防本部に充当している。

- ○平良眞一 委員 入札に参加した業者は県内企業なのか。
- ○消防本部次長 そのとおりである。
- ○平良眞一 委員 ほかに取り扱いのある業者はないのか。
- ○消防本部次長 製造しているのはトヨタ及び日産であり、株式会社オカノ及び 株式会社イレイについては、販売店である。
- ○平良眞一 委員 現在使用している救急自動車はどこが製造しているのか。
- ○消防本部次長 非常用の1台のみ日産製で、残りはトヨタ製である。
- ○桃原功 委員 設置台数に定めはあるのか。
- ○消防本部次長 国が示している基準によれば、10万人以下の都市については2 万人に1台が目安となっており、本市では5台保有している。
- ○桃原功 委員 高規格救急自動車は一般的な救急車と比較して大きいのか。
- ○消防本部次長 車高が高く、幅もやや大きい。
- ○桃原功 委員 高規格救急自動車が乗り入れできない場所への出動はどのよう にするのか。
- ○消防本部次長 直近まで行き、その時点から資機材を持って移動する。
- ○桃原功 委員 高規格救急自動車は放射性物質にも対応しているのか。
- ○消防本部次長 Cレベルの防護服など最低限の内部被曝を防ぐ資機材は装備している。
- ○桃原功 委員 本市の場合、米軍関係の事故等も考えられることから高規格救急 自動車を配備する必要があるということか。
- ○消防本部次長 高規格救急自動車であるからそのような機材が装備されている というわけではない。
- ○知名康司 委員 予定価格を超える入札もあるが、なぜか。
- ○消防本部次長 高規格救急自動車の購入に係る入札においては、予定価格を公表していない。
- ○契約検査課長 工事等に関しては品質確保のため予定価格を公表しているが、 物品に関する入札については予定価格を公表していない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

○桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。 その間休憩いたします。(午前11時50分) ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時00分) これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第52号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

~質疑・答弁~

- ○桃原功 委員 個人市民税に関する主な改正の内容として、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人市民税を非課税とする措置を講ずると伺ったが、これまでは課税されていたのか確認したい。
- ○税務課長 課税されていた。
- 〇桃原功 委員 課税するかどうかは市長が判断し、決定するのか。
- ○税務課長 市長の裁量で非課税にすることはできないものと考えるが、課税の 減免については市町村ごとに対応が異なる。
- ○桃原功 委員 今回の改正が行われる以前から同様の減免措置を講じている自 治体もあるのか。
- ○税務課長 把握していない。
- ○桃原功 委員 軽自動車税に関する主な改正内容として、対象車の区分に「202 0年度燃費基準+10%達成車」と記載されているが、二酸化炭素の排出量に係る 基準の達成と理解してよいか。
- ○税務課長 自動車の燃費に係る基準である。
- ○桃原功 委員 ことし10月から消費税が引き上げられるが、増税後に新車を購入 した方は何らかの税の軽減を受けることができるのか。
- ○税務課長 取得価格50万円以上の場合は、燃費基準に合わせた税率が適用される。
- 〇桃原功 委員 個人市民税に関する改正及び軽自動車税に関する改正は自動的 に適用されるのか。
- ○税務課長 個人市民税に関する改正については、年末調整または確定申告の際 に申請をしていただく必要がある。軽自動車税に関する改正については、取得 時に課税されることとなる。
- ○桃原功 委員 市民への周知はどこが行うのか。
- ○税務課長 国において周知を行っているが、市としても周知を図ってまいりたい。
- ○知念秀明 委員 令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家 用車については、環境性能割の税率を1%軽減すると伺ったが、国費で補填さ

れると理解してよいか。

- ○税務課長 そのとおりである。
- ○知念秀明 委員 1%分は国費で補填されるため、市の歳入は目減りしないと理解してよいのか。
- ○税務課長 そのとおりである。
- ○知念秀明 委員 市内に登録されている軽自動車の台数について伺いたい。
- ○税務課長 約3万6,000台である。
- ○知念秀明 委員 年度間における台数の推移について伺いたい。
- ○税務課長 微増傾向である。
- ○桃原功 委員 地方税制改正による市の歳入への影響について伺いたい。
- ○税務課長 子どもの貧困に対応するための個人市民税の非課税措置については、対象数が把握できていないため正確に試算できないが、平成29年度の児童扶養手当の受給者は約1,600名であるため、これを最大値と見積もって試算した場合、均等割の額3,500円を乗じた約560万円の減となる試算であるが、既に寡婦控除で非課税になっている方や前年の所得が135万円を超えている方も含まれているため、影響額はかなり減ることが想定される。
- ○桃原功 委員 軽自動車税に関する改正による影響はいかがか。
- ○税務課長 税収は増となる見込みである。粗い試算ではあるが、今回の補正予 算で95万円の増額補正を行っている。
- ○平良眞一 委員 燃費基準達成車とは、どのような車なのか。実際に利用されている車や年式で示すことはできないか。
- ○税務課長 年式や車種などによって異なると考えるため、例示は難しい。
- ○平良眞一 委員 わかりやすい資料をいただけないか。
- ○税務課長 提出可能か確認してまいりたい。
- ○桃原功 委員 種別割に係るグリーン化特例の延長及び見直しについて伺いたい。
- ○税務課長 従来の自動車税においては、自動車の性能に応じて軽減措置が適用 されていた。種別割移行後は、特例の対象が電気自動車等に限定されるが、消 費税の引き上げに配慮し、令和4年度からの適用となる。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後2時32分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時35分)

~質疑·答弁~

- ○桃原功 委員 物品の取得は、沖縄観光防災力強化支援事業の国庫補助を活用しているが、沖縄県に限定して交付されるのか。
- ○市民防災室長 沖縄振興予算の1つであり、本県の市町村等に交付される。
- ○桃原功 委員 令和元年度は、防災備蓄災害トイレを19自治会に4台ずつ設置すると伺ったが、本市の自治会は23カ所である。残りの4自治会はどうなるのか。
- ○市民防災室長 補助金の期限である3年間の間に59カ所の避難所全てに4台ずつ配置する予定である。1年度当たり約19カ所へ設置していくため、残りは次年度以降に設置する予定である。
- ○桃原功 委員 防災備蓄災害トイレは畳んで収納できるのか。
- ○市民防災室長 そのとおりである。
- ○桃原功 委員 災害時以外にも利用できるのか。
- ○市民防災室長 普段から使用することでいざというときに対応できると考えて おり、要綱等の整備を行ってまいりたい。
- ○桃原功 委員 段ボールも使用されていると伺ったが、雨天時は大丈夫か。
- ○市民防災室長 内側の壁は段ボールが使用されているが、天板や外側はプラス チック段ボールが使用されており、問題ないと伺っている。
- ○石川慶 委員 今年度防災備蓄災害トイレを設置する自治会との保管場所等に 関する調整は済んでいるのか。
- ○市民防災室長 行政運営連絡会議等で周知を行っており、サイズ等について説明を行っている。
- ○石川慶 委員 自治会長から保管場所がないなどの相談はないと理解してよい か。
- ○市民防災室長 現在のところ、受けていない。
- ○石川慶 委員 バッテリー等の耐用年数はどのようになっているか。
- ○市民防災室長 劣化の可能性もあるが、使える状態かを確認しながら10年程度 は様子を伺い、その後は納入業者等と調整してまいりたい。
- ○石川慶 委員 充電しながら使用するのか。
- ○市民防災室長 充電はコンセントや車のシガーソケットからも充電可能である。
- ○石川慶 委員 普段から使用することによる故障等は懸念されないか。
- ○市民防災室長 自治会に対しては丁寧に扱っていただくよう指導もしながら、 市が年に1回程度点検等を行ってまいりたい。
- ○石川慶 委員 使用後のごみ等についてはどう処分するのか。

- ○市民防災室長 においが全く漏れないフィルムで包むことができるが、フィルムは消耗品であるため、災害時以外に使用する場合は、どの程度使用したか報告していただくことで万が一の場合に消耗品が切れてしまうことを防止してまいりたい。フィルムはそのまま可燃ごみとして捨てることができる。
- ○知名康司 委員 物品に関しては、いくら以上から議会に諮る必要があるのか。
- ○契約検査課長 予定価格2,000万円以上からである。
- ○知名康司 委員 指名業者の市内及び準市内等の区分を伺いたい。
- ○市民防災室長 市内1者、準市内1者、県内3者である。
- ○平良眞一 委員 市内59カ所の避難所の一覧表をいただきたい。
- ○市民防災室長 資料を提供してまいりたい。
- ○平良眞一 委員 ホテル等の宿泊施設は避難所に指定されていないのか。
- ○市民防災室長 現在は公共施設のみである。
- ○平良眞一 委員 観光客が被災した場合、宿泊しているホテル等へ避難することが想定されるが、防災備蓄トイレ等を独自に設けることは難しいのではないか。 今後避難所に指定する予定はあるか。
- ○市民防災室長 災害時には指定避難所の資機材を融通することも可能と考える。

質疑の段階で継続審査とする。

- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時15分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時20分)

【議題】

議案第61号 宜野湾市庁舎本館耐震改修工事(建築)請負契約について

~質疑・答弁~

- ○宮城政司 委員 入札における無効及び辞退の理由を伺いたい。
- ○契約検査課長 無効については、入札時に提出する書類に不備があったためであり、辞退については、技術者の配置ができないことや積算が合わないことなどが主な理由と伺っている。
- ○桃原功 委員 増設立体フレームとは庁舎の4面に設置するのか。
- ○建設部参事 庁舎の2面に設置するものである。
- ○桃原功 委員 工事を行うことによって耐震基準を満たすことができるのか。
- ○建設部参事 国交省の耐震基準とは、新築時における基準であり、今回は耐震 改修工事であるため、その基準を満たすものではない。

- ○桃原功 委員 基準を満たさなくても問題ないのか。
- ○建設部参事 新耐震基準の内容は、震度5以下の地震に対しては建物が被害を受けず、震度6~7については倒壊しないことを目標としており、今回の改修工事は、今後想定される大きな地震でも被害を半減できることを目標としていることから、中規模の地震においては問題ないと考えている。
- ○桃原功 委員 本庁舎にもアスベストが使用されているのか。
- ○施設係長 タイルの接着剤や外壁の下地調整剤等に使用されている。
- ○桃原功 委員 建物の内側の工事も行うのか。
- ○建設部参事 建物内部で耐震補強を行い、強度が足りない分を増設立体フレームで補強するものである。
- ○桃原功 委員 内部の工事はどのようなものか。
- ○施設係長 1階は、市民ロビー周辺の工事及び正面入り口近くの市民課や国民健康保険課の窓枠を外して工事を行う。また、介護長寿課やこども企画課も影響を受ける。 2階に関しては、正面入り口側で1カ所、3階は市民防災室や第4会派室、議場付近の窓枠を外す工事を予定している。
- ○桃原功 委員 業務への影響はどのようになるか。
- ○施設係長 一部が仮設プレハブに移動して業務を行うこととなる。本庁舎内部 の工事においては、しっかりと養生を行うとともに、音の出る工事は休日に行 うなど配慮してまいりたい。
- ○桃原功 委員 移動しての業務はいつごろから行うのか。
- ○総務部次長 来年1月から3月までは子育て支援課、こども企画課、第1常任 委員会室。5月から7月までは介護長寿課、市民課が移動して業務を行う。
- ○岸本一徳 委員 豊島区役所では、建物の下にラバーを入れるなどして対応した と伺ったが、そのように業務に支障を来さない手法等は検討したのか伺いたい。
- ○建設部参事 さまざまな手法を検討したが、基準を達成するために現在の手法 を採用したものと考える。
- ○知名康司 委員 入札における無効や辞退等について、担当課から指導はできないのか。
- ○契約検査課長 辞退は自由であるが、不備による無効などについては入札の後 に注意を行っている。
- ○知名康司 委員 工事車両によって駐車場が利用しにくくなることはないか。
- ○管財係長 工事車両については業者と調整を行っており、作業員は市民広場の 空きスペースを利用していただく予定である。
- ○桃原功 委員 10者のうち8者が無効及び辞退を行っており、参加したのは2者 のみであるが、問題はないのか。
- ○契約検査課長 応札が1者であれば中止となるが、今回は無効を含んで応札が

4者あり、問題ない。

- ○平良眞一 委員 仮設庁舎はどこに建設するのか。
- ○建設部参事 庁舎の国道側にある花壇に設置する。
- ○平良眞一 委員 花壇を撤去するのか。
- ○建設部参事 そのとおりである。
- ○管財係長 設置場所についてはさまざまな検討を行ったが、今後の駐車スペースの確保も見据えて現在の場所に決定した。
- ○平良眞一 委員 庁舎に使用されているアスベストは飛散性か。
- ○建設部参事 飛散性ではないが、工事の際にはどうしても飛散してしまうため、 養生して作業を行う。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時58分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時58分)
- ※会議時間の延長について諮る。
- ○平良眞一 委員 廃棄はどのように行うのか。
- ○施設係長 九州の施設で処理することになると考えるが、協議してまいりたい。
- ○平良眞一 委員 廃棄に要する費用も補助対象と理解してよいか。
- ○施設係長 そのとおりである。
- ○知念秀明 委員 タイルを剥がして作業するのか。
- ○施設係長 床のタイルは剥がさない予定である。
- ○知念秀明 委員 増設立体フレームの中には人が入れるのか。
- ○建設部参事 フレームのみで屋根や壁がないものである。
- ○知念秀明 委員 屋上は工事を行わないのか。
- ○建設部参事 そのとおりである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後4時05分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後4時06分)

【議題】

議案第62号 宜野湾市庁舎本館耐震改修工事(電気)請負契約について

- ○岸本一徳 委員 予定価格が4億円を超えているが、高額な理由を伺いたい。
- ○建設部参事 変電設備、非常用発電機の更新が含まれているためである。
- ○岸本一徳 委員 設備を新設するのか。
- ○建設部参事 入れかえである。
- 〇岸本一徳 委員 非常用発電機により、災害時でも平常時同様に業務が行えるのか。
- ○建設部参事 非常用電気や消防ポンプを稼働させるための電力を確保するものであり、冷房等が使用できるものではない。
- ○知念秀明 委員 3社の共同企業体となっている理由を伺いたい。
- ○建設部参事 通常、電気工事においては予定価格が5,000万円を超える場合は共同企業体を組織しなければならないが、本契約においては予定価格が4億円を超えており、高額であるため、関係部署と協議を行った上でより多くの企業等に参加いただけるよう3社の共同企業体として配慮した。
- ○知念秀明 委員 仕様書の中で発電機の指定も行っているのか。
- ○施設係長 機器のメーカー等を指定することはできないが、庁舎の機能維持が できる基準を満たす旨を仕様書に記載している。
- ○平良眞一 委員 現在使用している非常用発電機の価格及び更新後の発電機との違いについて伺いたい。
- ○施設係長 現在使用している機器の価格は不明であるが、今回導入するに当たり、一度解体して建物内で組み立てる作業もあることから高額となっている。

質疑の段階で継続審査とする。

○桃原朗 委員長 委員会を散会いたします。

(散会時刻 午後4時26分)

総務常任委員会会議録 (要旨)

○開催年月日 令和元年9月13日(金) 3日目

午前10時00分 開議 午後 3時27分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員(9名)

委員	長	桃	原		朗
委	員	平	良	眞	_
委	員	石	Ш		慶
委	員	桃	原		功
委	員	岸	本		德

副委員長		知	念	秀	明	
委	員	知	名	康	可	
委	員	平	安屋	至 武	志	
委	員	宮	城	政	司	

○説明員(26名)

総	務	部	次	長	泉	JI	JII 📱		<u> </u>	夫
管	財	. 1	係	長	普	久	原		朝	亮
行	宮	城 恵		Ĩ.	美					
人	事	Ī	課	長	知	有	Ė	博	Ì	史
人	事	1	係	長	國	頭		由	希	子
税	務	Ī	課	長	津	波	古		良	幸
企	画	部	次	長	松	4	Z	勝	Ś	利
財	政	i	課	長	米	須	Ę	Z	-	訓
市月	金	城		美	千	代				
観	光鳥	豊 水	: 課	長	仲	木	寸	厚	Ĺ	子
福	祉 推	進	部次	長	혬	坊	戊	葉	į.	子
児	童	家 庭	[課	長	浜	且	Ē.	有	3	子
手	当	_	係	長	혬	坊	戊	盾]	作

こども企画課長	普 天 間 朝 彦
子育て支援課長	香 月 直 子
障がい福祉課長	津島美智子
生活福祉課長	玉 城 悟
生活支援担当主幹	棚原佳乃
健康推進部次長	崎 間 賢
健康增進課長	仲 里 美 智 子
建設部次長	新 垣 勉
土 木 課 長	又 吉 直 広
指 導 部 次 長	川 上 一 徳
指導課長	與 那 嶺 哲
学校給食センター所長	佐 久 原 昇
基地政策部次長	多和田 功

- ○議会事務局職員出席者 渡嘉敷 真
- ○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第41号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算(第2号)

議案第61号 宜野湾市庁舎本館耐震改修工事(建築)請負契約について

陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境づくり」についての要請

議案第49号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に ついて

議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について 議案第51号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係 法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について

議案第52号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

議案第62号 宜野湾市庁舎本館耐震改修工事(電気)請負契約について

議案第63号 消防署我如古出張所第1期改築工事(建築)請負契約について

議案第65号 高規格救急自動車購入に係る物品の取得について

議案第66号 観光客対応防災備蓄災害トイレ購入に係る物品の取得について

認定第 1 号 平成30年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

【閉会中の継続審査】

請願第 5 号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求め る意見書の採択を求める請願

第423回宜野湾市議会定例会(総務常任委員会)

令和元年9月13日(金)第3日目

○桃原朗 委員長 おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

【議題】

議案第41号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算(第1号)

~質疑・答弁~

- ○福祉推進部次長 9月11日に子ども・子育て支援臨時交付金に関する質疑があったが、答弁に不足があったため、補足して説明させていただきたい。幼児教育・保育の無償化に当たり、消費税の引き上げ分を財源として低所得者及び子育て世帯への支援を行うものである。令和元年10月から消費税が増額されるが、地方財政への反映がわずかであることから、初年度に当たる令和元年度においては国から交付金が交付される仕組みとなっている。国、県、市の負担割合については資料を参照いただきたい。
- ○桃原功 委員 保育所等における I C T 化推進事業に国庫補助金返還金が生じている理由を伺いたい。
- ○福祉推進部次長 1 施設当たり100万円の補助を行う。申請の段階では12施設であったが、対象となったのが11施設であり、実績が下回ったことによる返還である。
- ○桃原功 委員 給食センター維持管理費の修繕費について伺いたい。
- ○指導部次長 大山学校給食センターの保守点検を行う中で、調理器具等を取り かえる必要が発生したため、修繕費を計上している。
- ○桃原功 委員 給食に異物が混入したとの報道がされているが、見解を伺いたい。
- ○学校給食センター所長 9月12日の琉球新報において給食に異物混入が発生したと報道されているが、ことし4月、味噌汁に2センチメートル程度のビニール片が混入していた件については、経路は不明である。また、ワンタンスープや野菜の煮つけに髪の毛が混入していた件についても、調理員はマスク及び頭巾を着用して調理に当たっており、経路は特定できていない。中華スープに木片が入っていたとの件については、しいたけの原木の破片と思われる。
- ○桃原功 委員 経路が不明ということが気になるが、直営時と比較して異物混入 事故の件数はふえているのか。

- ○学校給食センター所長 特に比較等の調査は行っていない。
- ○桃原功 委員 確認していただきたい。
- ○学校給食センター所長 確認してまいりたい。
- ○岸本一徳 委員 予防接種事業の国保連合会事務手数料について伺いたい。
- ○健康推進部次長 風疹の感染拡大防止のため、抗体保有率が少ない世代の男性 に対して予防接種の無料クーポンを配付する国の事業に対応しており、新たな 事業であるため当初予算に計上することが困難であったため、補正予算に計上 するものである。
- ○岸本一徳 委員 定期接種に係る手数料と理解してよいか。
- ○健康増進課長 令和4年3月末までの時限措置であるが、抗体検査を受けた上で免疫を持っていないと診断された方に対し、ワクチンを接種するものである。 風疹の予防接種は定期とみなされており、令和元年8月から令和2年3月までの8カ月分を計上している。
- ○岸本一徳 委員 国保連合会への手数料が確認できる資料をいただきたい。
- ○健康増進課長 通常は、国保連合会を通さずに直接医療機関から請求書を受け 取るが、今回の件については全国的なものであるため、国保連合会を経由する こととなっており、1件当たり300円で事務手数料の契約を行っている。
- ○岸本一徳 委員 各県において自由に手数料を設定できるのか。
- ○健康増進課長 全国統一である。
- ○岸本一徳 委員 フロー図のように流れが理解しやすい資料をいただきたい。
- ○健康増進課長 資料を提供してまいりたい。
- ○宮城政司 委員 宜野湾保育所運営事業の時間外勤務手当について、保育所職員 の時間外勤務分と理解してよいか。
- ○福祉推進部次長 元号の改正に伴う対応のため、連休中の4月30日及び5月2日に6名の職員が休日出勤を行ったものである。
- ○宮城政司 委員 うなばら保育所運営事業には時間外勤務が計上されていない のか。
- ○福祉推進部次長 一般臨時職員賃金として計上されている。
- ○平良眞一 委員 全国市有物件災害共済会関係収入について伺いたい。
- ○総務部次長 昨年の台風24号、25号の被害について、市有物件に登録している 建物等について保険会社へ申告し、審査を受けた上で補償を受けるものである。 内訳については、屋内運動場583万2,000円、市立野球場のラバーフェンス177 万2,589円、消防署シャッター24万5,700円である。実際の被害額については、 屋内運動場は1,140万円であったが、50%が保険の対象と認められており、その 他の施設についても経過年数等に応じて算定されている。
- ○平良眞一 委員 屋内運動場はどのような被害状況だったか伺いたい。

- ○総務部次長 屋根が損傷し、雨漏りが起こしていた。横浜 De N A ベイスター ズのキャンプに間に合わせるため、応急処置を行った。
- ○平良眞一 委員 現在も応急処置の状態なのか。
- ○総務部次長 応急処置とはいえ、ある程度使用できる状態である。
- ○平良眞一 委員 過失がない場合でも経過年数で相殺されるのか。
- ○総務部次長 建物の補償は基本的に50%である。
- ○平良眞一 委員 台風で受けた被害のうち、保険を適用しなかったものもあるのか。
- ○総務部次長 保険の対象は基本的に建物が対象となるため、それ以外に対する 被害には適用されない。被害額は全体の概算で3,600万円程度であった。
- ○平良眞一 委員 昨年の台風における補償であるが、算定に1年もの期間を要するのか。
- ○総務部次長 入金があった時期については、屋内運動場の分は5月28日、私立 野球場の分が6月14日、消防関係については7月22日である。
- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午前11時00分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時10分)
- ○知念秀明 委員 幼児教育・保育の無償化について、令和2年度以降はどのよう に予算措置されるのか伺いたい。
- ○こども企画課長 消費税の増に伴い地方消費税交付金の市町村への配分がふえるほか、地方交付税の算定にも含まれると伺っており、財源を確保する仕組みとなっている。
- ○知念秀明 委員 年度ごとの地方交付税を比較することで保育の無償化に係る 費用がどの程度収入したか判断することはできるのか。
- ○財政課長 地方消費税交付金については、景気の動向等によって変わるため、 判断は難しいと考える。
- ○平良眞一 委員 商工総務費の職員給与が1,136万1,000円計上されているが、説明いただきたい。
- ○総務部次長 プレミアム商品券に係る事業のため、職員を増員して対応したためである。
- ○平良眞一 委員 西普天間住宅地区土地区画整理事業の進捗状況について伺いたい。
- ○建設部次長 令和2年5月の仮換地指定に向け、地権者のヒアリングを行っている。次年度以降、造成工事を行う予定である。
- ○平良眞一 委員 造成工事の完了はいつか。

- ○建設部次長 令和9年を予定している。
- ○平良眞一 委員 ミバエ地上防除作業委託事業について、現在もミバエの駆除を 行っているのか。
- ○市民経済部次長 ミカンコミバエの防除のため、年4回、樹木に防除用の板を 設置している。県の最低賃金改定や消費税の引き上げにより、増額補正を行っ ている。
- ○知名康司 委員 一般寄附金及び普天間未来寄附金について伺いたい。
- ○企画部次長 横浜 De NAベイスターズからの寄附550万円に企業や個人から の寄附を合わせて604万9,000円、普天間未来寄附金に245万円を計上している。
- ○知名康司 委員 横浜 De NAベイスターズからの寄附550万円について、寄附 に条件はあるのか。
- ○企画部次長 台風被害への見舞金としての側面はあるかもしれないが、一般寄 附であり、特に条件はない。
- ○市民経済部次長 昨年の台風により破損した屋内運動場等の修繕に充てていた だきたい等の話はあった。
- ○知名康司 委員 普天間未来寄附金の件数についてお聞きしたい。
- ○基地政策部次長 4月から6月までの間に5団体から寄附があった。
- ○桃原功 委員 商工総務費の職員給与が1,136万1,000円については、新規に採用したということか。
- ○市民経済部次長 職員の異動に伴うものである。
- ○桃原功 委員 補正予算の記載の仕方を工夫していただきたい。どの事業に伴う 異動なのかも明確にする方がわかりやすいのではないか。
- ○総務部次長 説明の仕方について検討してまいりたい。
- ○企画部次長 当初予算に関しては4月1日の人事配置が決まっていないため、 異動等が発生した場合は、職員給与として記載しているが、事業に伴う職員配 置を行う場合は説明欄に記載している。

質疑の段階で継続審査とする。

- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後11時45分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午前11時47分)

【議題】

議案第61号 宜野湾市庁舎本館耐震改修工事(建築)請負契約について

- ○桃原功 委員 当該請負契約に仮設プレハブの賃貸借費用等は含まれているか。
- ○総務部次長 賃貸借契約の費用は含まれていない。
- 〇桃原功 委員 花壇の撤去に関する費用は平成31年度の当初予算に計上されて いたのか。
- ○総務部次長 そのとおりである。
- ○桃原功 委員 当初予算の説明欄には花壇の撤去等について記載されていたか。
- ○総務部次長 賃貸借契約については計上しているが、説明欄で花壇の撤去のため等の記載はしていない。
- ○桃原功 委員 花壇を撤去せずにプレハブを設置することはできないのか。
- ○総務部次長 耐震改修工事に伴い、影響を受ける部署の移動先として約900平米 の土地が必要となり、市民会館の前のスペース等も検討したが、花壇のある場所が適当との結論に至った。本庁舎と近い場所に設置しなければ市民の利便性 にも影響がある。
- ○桃原功 委員 花壇の撤去にどれくらいの費用がかかるか。
- ○総務部次長 賃貸借契約として1億7,000万円を見込んでおり、その中に含まれている。
- ○桃原功 委員 花壇の撤去費用のみ抽出できないか。
- ○総務部次長 3,000万円程度と考える。
- ○桃原功 委員 消防署裏の駐車場は候補に入れなかったのか。
- ○総務部次長 軍用地であるため、共同使用について協定を締結する必要がある ほか、本庁舎に近い場所に設置することで市民の利便性を担保する必要がある と考えている。
- ○宮城政司 委員 当該賃貸借契約は議会に諮らなくてよいのか。
- ○総務部次長 条例において工事は予定価格 1 億5,000万円以上、物品購入は予定価格 2,000万円以上の契約については議会に諮らなければならないと規定されているが、賃貸借契約は含まれていない。
- ○桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。 その間休憩いたします。(午前11時58分)

*** 午後の会議 ***

○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後2時00分) これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境づくり」についての要請

~参考意見聴取~

- ○総務部次長 各種審議会委員や管理職における女性登用の継続について説明したい。平成30年4月1日時点で審議会委員の女性登用率は34.5%である。管理職の女性登用率は平成31年4月1日時点で39.8%、管理職における女性の割合は24.7%である。平成30年における管理職への女性登用率は県内41市町村で最も高い数値である。
- ○企画部次長 女性の人材育成につながる研修と補助金の増額について説明したい。研修事業として、男女共同参画の社会実現に向け女性リーダーの育成及び資質の向上を図る目的で補助金を交付している。県外研修に10万3,000円、海外研修には9万6,000円を措置している。市女性団体連絡協議会への補助については、18万3,000円の予算措置となっている。
- ○市民経済部次長 市民バスなど公共交通の充実について説明したい。本市においては、普天間基地がまちのど真ん中にあることによる弊害や路線バスの空白地域等が問題となる中、コミュニティバスやデマンド型交通について検討を行っている。ことし3月に中部市町村連携交通会議が立ち上がり、その中でも交通政策について協議してまいりたい。
- ○福祉推進部次長 中学校卒業までの子ども医療費について説明したい。平成30年4月に沖縄県の子ども医療費助成事業補助金交付要領が改正され、同年10月からは未就学児童の入院及び通院に対し医療機関で医療費を支払うことが必要ない現物給付制度を開始した。15歳までの入院についても助成される。県、市双方で2分の1ずつの負担となっている。本市においては、県の要領改正を受け、昨年10月から窓口無料化を実施している。また、平成28年4月から政策事業として小学校1年生から6年生までの通院に関し、1医療機関1カ月1,000円の自己負担をいただいて自動償還で県の助成を上回る助成拡充を図っている。陳情で要請のある中学校卒業までの補助拡充や自己負担分の廃止には相当の財政負担が必要となることから、未就学児童の窓口無料化の状況を見ながら検討してまいりたい。
- ○指導部次長 学校給食費の完全無料化について説明したい。給食費への補助については、平成25年度から小学校給食費助成事業を行っている。平成25年度は月額3,900円のうち1,900円の助成を行った。その後、平成26年度から平成28年度までは50円増額し、半額となる1,950円の助成を行っている。平成29年度には給食費の改定が行われ、月額400円の増額となったが、半額の2,150円の助成を

行っている。

- ○桃原功 委員 女性団体連絡協議会からの陳情は毎年提出されているか。
- ○企画部次長 市長及び議長に対し、ほぼ毎年行われていると理解している。
- ○桃原功 委員 女性団体連絡協議会の構成団体について伺いたい。
- ○企画部次長 婦人連合会、母子寡婦福祉会、レク愛好会、翼の会ぎのわん、商工会女性部、赤十字奉仕団、市職労女性部の7団体である。
- ○桃原功 委員 管理職における女性の比率は24.7%と伺ったが、目標値は達成しているのか。
- ○総務部次長 第3次宜野湾市特定事業主行動計画において目標値として設定した20%を達成している。
- ○桃原功 委員 目標は達成しているが、さらに上を目指してもよいのではないか。
- ○総務部次長 第3次宜野湾市男女共同参画計画においては、平成36年度までに3 0%の目標を立てている。
- ○桃原功 委員 女性議員をふやす計画や動きはないのか。
- ○企画部次長 資質向上に向けた補助を行っており、前述のとおり研修へも予算 措置を行っている状況である。
- ○桃原功 委員 女性団体連絡協議会から補助金の増額に関する要請があるが、年度ごとの額の推移について伺いたい。
- ○企画部次長 平成27年度から同額を補助している。
- ○桃原功 委員 構成団体へも補助しているのか。
- ○市民協働推進課長 市婦人連合会、母子寡婦福祉会、赤十字奉仕団へ団体育成補助金を交付している。
- ○桃原功 委員 女性登用率の高い北欧等への派遣はないのか。
- ○市民協働推進課長 本市から沖縄県女性海外セミナー研修派遣費として9万6, 000円を予算措置しており、市民に広く公募をかけて県へ推薦しているが、企画 運営については県の女性の翼が事前研修や研修先を決定している。
- ○桃原功 委員 最近の派遣先について伺いたい。
- ○市民協働推進課長 新しい順に、平成30年度はアメリカ、カナダ、平成29年度はニュージーランド、平成28年度はベトナムである。
- ○石川慶 委員 補助金の増額について、具体的な要望額は把握しているのか。
- ○市民協働推進課長 明確な額は伺っていないが、総会資料を確認すると資金造成等の努力はしている。
- ○知念秀明 委員 中部市町村連携交通会議について伺いたい。
- ○市民経済部次長 平成31年3月に中部地域の公共交通の充実と住民の移動利便 性の向上について県と市町村が協議を行う場である。
- ○知念秀明 委員 構成市町村について伺いたい。

- ○企画部次長 沖縄市、うるま市、宜野湾市、西原町、北谷町、嘉手納町、北中 城村、中城村、読谷村である。
- ○知念秀明 委員 会議ではどのようなことを協議するのかお聞きしたい。
- ○市民経済部次長 1回目は3月に開催され、県の取り組み等について説明があったほか、各市町村の課題等について意見交換を行った。
- ○知念秀明 委員 会議において県へ要請することも可能なのか。
- ○市民経済部次長 要請も可能であると考えるが、県の事業とどうリンクできる か、また中部市町村圏で連携できるか等について協議するものである。
- ○平良眞一 委員 女性団体連絡協議会から交通政策に対する具体的な要望を伺っているか。
- ○企画部次長 市長に手交する際には詳細な要請内容は伺っていない。
- ○平良眞一 委員 女性団体連絡協議会と意見交換等を行うなど、要請の内容等に ついて把握する機会は設けているか。
- ○企画部次長 役員会において各種事業の進捗等について報告しているが、さらに拡充していただきたいとの要望であると理解している。
- ○岸本一徳 委員 男女共同参画の意義について改めて説明いただきたい。
- ○市民協働推進課長 本市においては、平成27年4月に策定したはごろもぷらんに基づき、71の施策について男女共同参画を進めていく計画となっている。男女共同参画社会とは、性別に関係なく同じ条件の中で社会の一員として尊重されるの個性と能力を対等に発揮できる社会である。
- ○岸本一徳 委員 国の施策が追い付いていない現状もあるのではないか。
- ○企画部次長 国に申し述べる機会は多くないが、ふくふく講座などにおいて市 民の意識啓発を図るなど市としてできる活動を進めてまいりたい。
- ○平良眞一 委員 女性団体連絡協議会の活動目的の中に陳情の内容は含まれているのか。
- ○企画部次長 会則の中には市内の女性団体が連絡を密にし、相互の親睦を図り、 関係機関、団体等と密接な連携を保つとともに、女性の地位向上、豊かで明る い家庭と平和な地域づくりに寄与することを目的とするとの規定がなされてお り、その目的に基づいて要請を行っていると理解している。

【審查結果】

質疑の段階で継続審査とする。

- ○桃原朗 委員長 休憩いたします。(午後3時00分)
- ○桃原朗 委員長 再開いたします。(午後3時15分)

【議題】

議案第49号 宜野湾市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 制定について

議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第51号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため の関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について

議案第52号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 宜野湾市消防手数料条例の一部を改正する条例について

【質疑終結】

【討論】なし

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

【議題】

議案第41号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算 (第2号)

【質疑終結】

【討論】なし

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

【議題】

議案第61号 宜野湾市庁舎本館耐震改修工事(建築)請負契約について

議案第62号 宜野湾市庁舎本館耐震改修工事(電気)請負契約について

議案第63号 消防署我如古出張所第1期改築工事(建築)請負契約について

議案第65号 高規格救急自動車購入に係る物品の取得について

議案第66号 観光客対応防災備蓄災害トイレ購入に係る物品の取得について

【質疑終結】

【討論】なし

【審査結果】

全会一致で同意すべきものと決する。

【議題】

陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境づくり」についての要請

【質疑終結】

【討論】なし

全会一致で採択すべきものと決する。

【議題】

認定第1号 平成30年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について 請願第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を 求める意見書の採択を求める請願

【審査結果】

上記の件について、閉会中もなお継続審査を要するため議長に申し出ることに 決定。

○桃原朗 委員長 委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時27分)